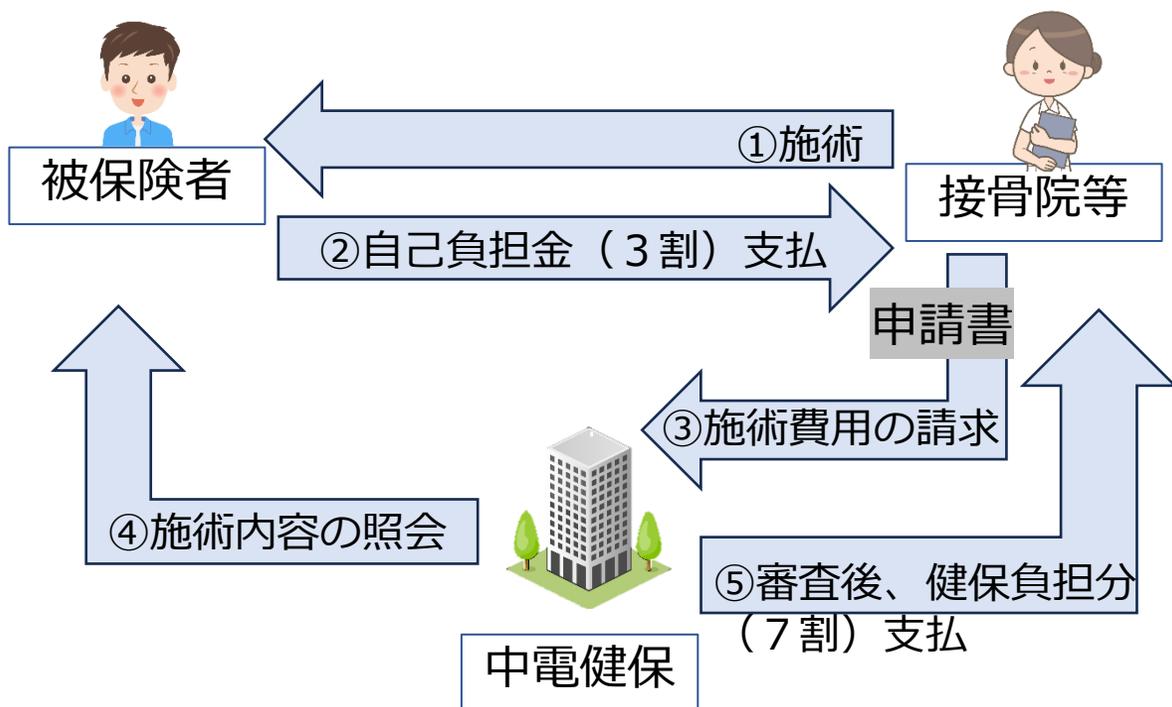


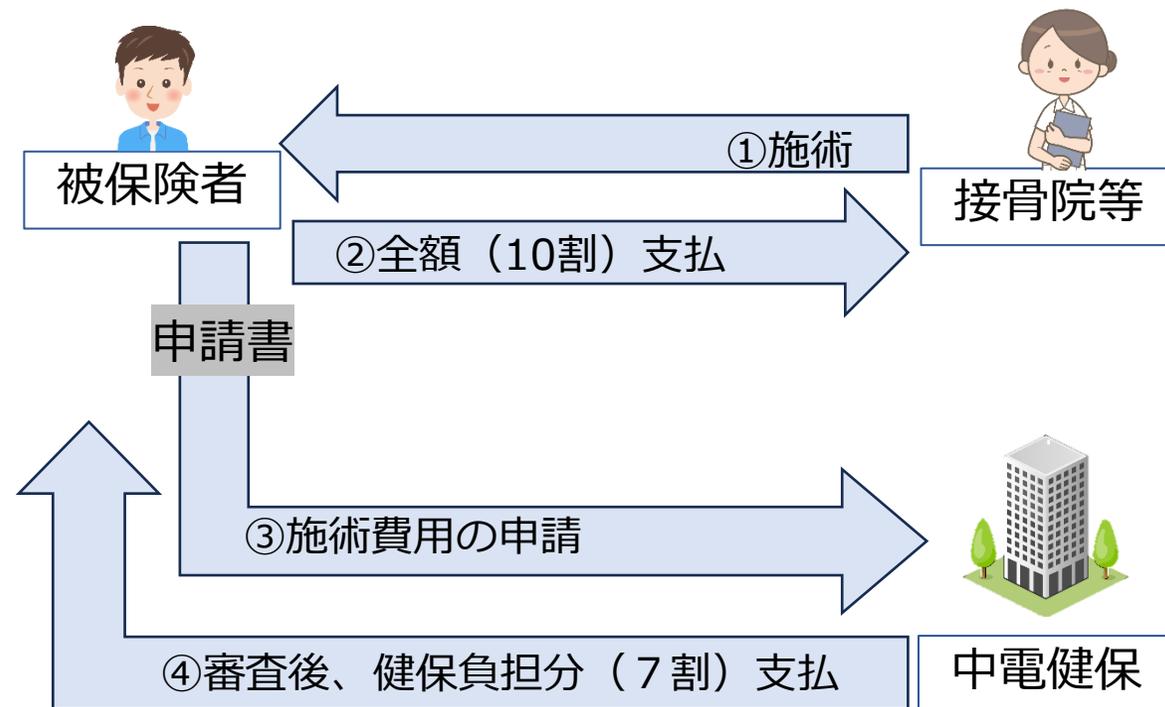
接骨院等における支払方法の一部変更について

接骨院や整骨院での施術に関する支払方法については①「受領委任払い」にて実施していますが、次のページにある対象者（A・B）は、①「受領委任払い」から②「償還払い（立替払い）」に変更します。

① 受領委任払い



② 償還払い（立替払い）



接骨院等における支払方法の一部変更について

対象者

- A** 接骨院等の施術内容（負傷日・施術日・原因・金額等）についての照会を繰り返し行っても回答しない方
- B** 長期（5か月を超える受療）かつ頻回（1か月あたり10回以上）の施術を受けている方

変更手順

次の①～③の手順で実施します。

※上記**B**長期かつ頻回施術の方は施術の改善がない場合に通知等を実施します。

①中電健保から「注意喚起通知」を送付します。

↓（照会の回答がない、施術の改善がない場合）

②中電健保から電話等で施術状況等の事実確認を実施します。

↓（照会の回答がない、施術の改善がない場合）

③償還払いへの変更通知を送付

以降、接骨院等での施術は全額自己負担となります。施術費用は中電健保へ申請してください。

照会とは、接骨院等からの請求内容と実際の施術内容に誤りがないかを確認することです。施術内容の照会文書が届きましたら必ずご回答ください。